

## タクシー借り上げ契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙の運行するタクシーの利用に関し次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が別表に定める区間で利用するタクシーを運行し、甲はこれを利用するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（利用料）

第3条 タクシーの利用料は、別表に定める金額とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、〇〇〇円とする。（免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、甲からタクシーの運行の依頼があったときは、甲が別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）により、タクシーを運行するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（利用料の請求及び支払）

第7条 利用料は月末締めとし、乙は、翌月の10日までに当該月分の利用料の総額及び内訳を記載した支払請求書に仕様書に定める乗車券を添付して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に利用料の月額を支払うものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約によるタクシー利用の必要がなくなったとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時タクシー利用契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると

認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、タクシーの運行により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、タクシーの運行中に甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙又は乙の指示に基づいてタクシーの運行に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約を履行するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結及びタクシーの運行に伴う利用料以外の経費は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県  
宮崎県企業局長 ○○ ○○

乙 ○○○○  
○○○○ ○○○○

別表（第1条、第3条関係）

区 間	車 種	単 価
【企業局と古賀根橋ダム間 （綾町を經由）】 （発）企業局 （着）古賀根橋ダム	小型タクシー	円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局と古賀根橋ダム間 （小林市を經由）】 （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局と古賀根橋ダム間 （多良木町を經由）】 （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局と古賀根橋ダム間 （多良木町及び林道槻木南線を經由）】 （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局と田代八重ダム間 （多良木町を經由）】 （発）企業局 （着）田代八重ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）田代八重ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局と寒川ダム間】 （発）企業局 （着）寒川ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）寒川ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、賃貸借に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、タクシー利用に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、タクシー利用に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第4 乙は、タクシー利用に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第5 乙は、タクシー利用に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

#### (資料の返還等)

第7 乙は、タクシー利用に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第8 乙は、タクシー利用に係る業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する賃貸借に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

#### (事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。